

総務委員会議案説明資料

令和6年2月27日

件名	頁
1 第12号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	
(区民部)	2
(都市建設部)	11

(区民部)
(都市建設部)

第 1 2 号議案説明資料（1）

令和6年2月27日

件名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部 戸籍住民課
内容	<p>1 改正理由 令和6年3月1日から改正戸籍法が施行され、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号（以下「符号1」という。）及び除籍電子証明書提供用識別符号（以下「符号2」という。）の発行を開始する※。 これに伴い、足立区事務手数料条例に符号1、符号2の手数料を新設するとともに、関連規定を改める条例改正を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 識別符号とは アラビア数字16桁で構成される戸籍証明専用のパスワードのこと。 戸籍証明書の添付が必要な手続きにおいて、紙の証明書の提出に代わりこの識別符号を提示し、申請先は識別符号をもとにシステム上で証明内容を確認する。 符号を利用できる手続きは、現在、法務省が関係省庁とシステム対応等の調整をしており、令和6年度末以降に開始される予定である。</p> </div> <p>2 改正の概要 別表第1（第6条関係）を次のとおり改める。 (1) 符号1の発行手数料を400円、符号2を700円と規定する。 ただし、次の場合は、無料とする。 ア 情報提供等記録開示システム（マイナポータル）を使用して自動的に識別符号を発行する場合 イ 識別符号と同時に、同一の内容の戸籍（除籍）証明書を請求する場合 (2) 事務区分2を、国の規定に合わせ、事務区分2～8に細分化する。 (3) 事務区分2の細分化に伴い、事務区分3から5を事務区分9から11とする。また、区分3については国の規定に合わせて一部改める。</p> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p> <p>5 今後の方針 国の識別符号の利用にかかる進捗状況を確認して区民周知するとともに、今後も関連法令に基づき、適切に対応していく。</p>

改正前					改正後				
○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号					○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号				
第1条から第9条 (省略)					第1条から第9条 (現行のとおり)				
別表第1 (第6条関係) 区民関係					別表第1 (第6条関係) 区民関係				
事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	事務	手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期
1 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第34条第2項の規定 (同法第73条第2項において準用する場合を含む。) に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	許可申請のとき	1 道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第34条第2項の規定 (同法第73条第2項において準用する場合を含む。) に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	許可申請のとき
2 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項若しくは第10条の2第1	戸籍証明交付手数料	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁	450円。ただし、多機能端末機を利用	交付申請のとき	2 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項、第10条の2第1	戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書交付	(削除) 1通につき	450円。ただし、多機能端末機を利用	交付申請又は交付のとき

改正前					改正後						
項から第5項まで (これらの規定を 同法第12条の2に おいて準用する場 合を含む。)、第 48条第1項若しく は第2項(これら の規定を同法第 117条において準 用する場合を含 む。)、第120条第 1項又は第126条 の規定に基づく証 明		気ディス ク(これに 準ずる方 法により 一定の事 項を确实 に記録す ることが できる物 を含む。以 下同じ。) をもって 調製され た戸籍に 記録され ている事 項の全部 若しくは 一部を証 明した書 面の交付 1通につ き	すること による交 付につい ては、1 件につき 220円と する。			項から第5項まで 若しくは第126条 の規定に基づく戸 籍の謄本若しくは 抄本の交付又は同 法第120条第1項、 第120条の2第1 項若しくは	手数料		すること による交 付につい ては、1 件につき 220円と する。		
						第126条 の規定に基づく戸 籍証明書の交付					

改正前						改正後					
		(新設)	(2) 戸籍 に記載し た事項に 関する証 明 証明 事項 1 件 につき	350円			3 戸籍法第10条第 1項、第10条の2 第1項から第5項 まで又は第126条 の規定に基づく戸 籍に記載した事項 に関する証明書の 交付	戸籍の記載 事項証明書 交付手数料	(削除) 証明事項 1 件につき	350円	交付申請又 は交付のと き
		(新設)	(新設)				4 戸籍法第120条 の3第2項の規定 に基づく戸籍電子 証明書提供用識別 符号の発行（情報 通信技術を活用し た行政の推進等に 関する法律（平成 14年法律第151号） 第7条第1項の規 定により同法第6 条第1項に規定す る電子情報処理組 織を使用する方法 （総務省令で定め るものに限る。以 下この項において 同じ。）により戸 籍電子証明書提供 用識別符号の発行 を行う場合（当該 発行に係る戸籍電	戸籍電子証 明書提供用 識別符号発 行手数料	1件につき	400円	発行申請又 は発行のと き

改正前						改正後					
						<u>子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u>					
		<u>(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍</u>	750円			<u>5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第</u>	<u>除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書交付手数料</u>	<u>(削除)</u> 1通につき	750円	<u>交付申請又は交付のとき</u>	

改正前						改正後					
			に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1 通につき				126条の規定に基づく除籍証明書の交付				
		(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 証明事項 1 件につき	450円。ただし、多機能端末機を利用することによる交付については、1 件につき 220円とする。				6 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書 交付手数料	(削除) 証明事項 1 件につき	450円 (削除)	交付申請又は交付のとき
		(新設)					7 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1 件につき	700円	発行申請又は発行のとき

改正前					改正後				
					項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）				
		(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法第48条第2項	350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届		8 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条に	届出等の受理又は記載事項の証明書交付手数料	(削除) 1 通につき	350円。た	交付申請又は交付のとき

改正前					改正後								
			(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付 1 通につき	出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。					において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付				出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1,400円とする。
3	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧	戸籍届書等の閲覧手数料	書類 _____ _____ 1 件につき	350円	閲覧申請のとき	9	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの1件につき	戸籍届書等の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350円	閲覧申請又は閲覧のとき		
4	社会福祉法(昭和26年法律第45	社会福祉法人の理事在	1 件につき	400円	証明発行のとき	10	社会福祉法(昭和26年法律第45	社会福祉法人の理事在	1 件につき	400円	証明発行のとき		

改正前					改正後				
号) 第59条の規定に基づきなされた届出の内容に基づく証明	任証明手数料				号) 第59条の規定に基づきなされた届出の内容に基づく証明	任証明手数料			
5 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の2及び租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第19条の10の5に基づく証明	税控除対象となる社会福祉法人の証明手数料	1件につき	400円	証明発行のとき	11 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第26条の28の2及び租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第19条の10の5に基づく証明	税控除対象となる社会福祉法人の証明手数料	1件につき	400円	証明発行のとき

第 1 2 号議案説明資料（2）

令和6年2月27日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室 建築審査課
内 容	<p>1 概要</p> <p>「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」の一部改正に伴い、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく事務に係る手数料を改正する。</p> <p>また、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関連する記載を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 条例別表第6について、延床面積10,000㎡を超える低炭素建築物新築等計画の認定申請等が、区経由から都への直接受付に変更されたことに伴い、「都市の低炭素化の促進に関する法律」から該当する手数料額の部分を削除する。</p> <p>(2) 条例別表第7について、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和6年3月1日から施行する。</p> <p>ただし、別表第7の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>法改正に伴う適正な事務処理に努めていく。</p>

改正前			改正後		
<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 改正</p> <p>足立区事務手数料条例を公布する。 足立区事務手数料条例 第1条から第9条 (省略)</p> <p>別表第1 (第6条関係) から別表第5 (第6条関係) (省略) 別表第6 (第6条関係)</p>			<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号 改正 令和6年 月 日条例第 号</p> <p>足立区事務手数料条例を公布する。 足立区事務手数料条例 第1条から第9条 (現行のとおり) 付 則</p> <p><u>この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1 (第6条関係) から別表第5 (第6条関係) (現行のとおり) 別表第6 (第6条関係)</p>		
事務	手数料の名称及び額	徴収	事務	手数料の名称及び額	徴収
都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 (平 成24 年法 律第	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額 (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)	時期	都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 (平 成24 年法 律第	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額 (申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)	時期

改正前				改正後																
84号) 第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		認定申請のとき	84号) 第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1	(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		認定申請のとき											
		申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」とい	共同住宅等（共同住宅の用途に供する他の一戸建て住宅以外の				ア 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	イ 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段そ		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円	共同住宅等（共同住宅の用途に供する他の一戸建て住宅以外の	ア 住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	イ 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段そ	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円				
																	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
																	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
																	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円
																	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円
																	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円
																	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	20万円	当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	20万円
																	当該部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの		当該部分の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	

改正前							改正後										
		う。 が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1	住宅をいう。以下同じ。)	の 他 共 用 部 分 を い う。 以 下 同 じ。 。)	計が25,000平方メートルを超えるもの				う。 が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1	住 宅 を い う。 以 下 同 じ。 。)	の 他 共 用 部 分 を い う。 以 下 同 じ。 。)						
					ウ 非 住 宅 の 部 分 (住 戸 の 部 分 及	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの						9,300円	ウ 非 住 宅 の 部 分 (住 戸 の 部 分 及			当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	9,300円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの						1万6,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの						2万6,000円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル						8万円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル	8万円

改正前						改正後						
項 各 号 に 掲 げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ	び 共 用 部 分 以 外 の 部 分 を い う 。 以 下 同 じ 。)	ル以内のもの				ル以内のもの						
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円					
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円									
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	20万円									
を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ)	(3) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円			(3) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	9,300円					
		1 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円			1 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万6,000円					
		び 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円			び 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	2万6,000円					
		2 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円			2 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	8万円					

改正前					改正後							
	た 場 合	外 の 建 築 物	トル以内のもの		た 場 合	外 の 建 築 物	トル以内のもの					
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	12万6,000円				
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	16万円								
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	20万円								
	2 1 に 定 め る 以 外 の 場 合	(1) 一戸建て住宅				2 1 に 定 め る 以 外 の 場 合	(1) 一戸建て住宅					
		共 同 住 宅 等	(2) ア 住戸の部分				共 同 住 宅 等	(2) ア 住戸の部分				
			イ 共 用 部 分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10万9,000円			イ 共 用 部 分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10万9,000円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13万8,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	13万8,000円		
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18万円				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	18万円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	28万円				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	28万円		
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	35万9,000円		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル	35万9,000円							

改正前						改正後							
				を 超え10,000平方メ ートル以内のもの						を 超え10,000平方メ ートル以内のもの			
				当該部分の床面積の合 計が10,000平方メー トルを超え25,000平方メ ートル以内のもの	42万9,000 円								
				当該部分の床面積の合 計が25,000平方メー トルを超えるもの	50万円								
			ウ 非 住 宅 の 部 分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	24万2,000 円					ウ 非 住 宅 の 部 分	当該部分の床面積の合 計が300平方メートル以 内のもの	24万2,000 円	
				当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	30万円						当該部分の床面積の合 計が300平方メートルを 超え1,000平方メートル 以内のもの	30万円	
				当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	38万4,000 円						当該部分の床面積の合 計が1,000平方メートル を超え2,000平方メー トル以内のもの	38万4,000 円	
				当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	54万6,000 円						当該部分の床面積の合 計が2,000平方メートル を超え5,000平方メー トル以内のもの	54万6,000 円	
				当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メ ートル以内のもの	67万円						当該部分の床面積の合 計が5,000平方メー トルを超え10,000平方メ ートル以内のもの	67万円	

改正前					改正後					
				当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	78万9,000円					
				当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	90万円					
		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	24万2,000円		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	24万2,000円		
		1)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30万円		1)	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	30万円		
		及び	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	38万4,000円		及び	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	38万4,000円		
		2)	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54万6,000円		2)	建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	54万6,000円		
		以外の建築物	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円		以外の建築物	建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	67万円		
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	78万9,000円						
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	90万円						
都市の低	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料					都市の低	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料			
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、						低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、			

改正前				改正後								
炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)						
	1	(1) 一戸建て住宅		変更認定申請のとき		1	(1) 一戸建て住宅		変更認定申請のとき			
	申請に併せて適合性確認機関が作成	(2) 共同住宅等	ア 住戸の部分			申請のとき	(2) 共同住宅等	ア 住戸の部分		申請のとき		
			イ 共用部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの				6,500円	イ 共用部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6,500円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				1万1,000円			当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				1万8,000円	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			1万8,000円				
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		5万6,000円								

改正前						改正後					
した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円			した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	8万8,000円		
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	11万2,000円								
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	14万円								
		ウ 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの					6,500円	ウ 非住宅の部分		
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1万1,000円					
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1万8,000円					
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	5万6,000円					

改正前						改正後					
げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ た 場 合		当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートルを超え10,000平 方メートル以内のも の	8万8,000 円			げ る 基 準 に 適 合 し て い る こ と を 示 す 書 類 が 提 出 さ れ た 場 合		当該部分の床面積の 合計が5,000平方メ ートルを超え10,000平 方メートル以内のも の	8万8,000 円		
		当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ ートルを超え25,000 平方メートル以内の もの	11万2,000 円								
		当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートルを超えるもの	14万円								
		(3) 建築物の延べ面積が300平方 メートル以内のもの	6,500円					(3) 建築物の延べ面積が300平方 メートル以内のもの	6,500円		
	(1) 及び (2) 以外の建 築物	建築物の延べ面積が300平方 メートルを超え1,000平方メ ートル以内のもの	1万1,000 円	(1) 及び (2) 以外の建 築物	建築物の延べ面積が300平方 メートルを超え1,000平方メ ートル以内のもの		1万1,000 円				
		建築物の延べ面積が1,000平 方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの	1万8,000 円		建築物の延べ面積が1,000平 方メートルを超え2,000平方 メートル以内のもの		1万8,000 円				
		建築物の延べ面積が2,000平 方メートルを超え5,000平方 メートル以内のもの	5万6,000 円		建築物の延べ面積が2,000平 方メートルを超え5,000平方 メートル以内のもの		5万6,000 円				
		建築物の延べ面積が5,000平 方メートルを超え10,000平 方メートル以内のもの	8万8,000 円		建築物の延べ面積が5,000平 方メートルを超え10,000平 方メートル以内のもの		8万8,000 円				
		建築物の延べ面積が10,000	11万2,000								

改正前					改正後						
			平方メートルを超え25,000	円							
			平方メートル以内のもの								
			建築物の延べ面積が25,000	14万円							
			平方メートルを超えるもの								
	2	(1) 一戸建て住宅				2	(1) 一戸建て住宅				
	1	(2)	ア 住戸の部分			1	(2)	ア 住戸の部分			
	に	共同住宅等	イ 共用部分	当該部分の床面積の	5万7,000	に	共同住宅等	イ 共用部分	当該部分の床面積の	5万7,000	
	定め			合計が300平方メートル以内のもの	円					合計が300平方メートル以内のもの	円
	る			当該部分の床面積の	7万2,000					当該部分の床面積の	7万2,000
	以外			合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	円					合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	円
	の場合			当該部分の床面積の	9万6,000					当該部分の床面積の	9万6,000
				合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	円					合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	円
				当該部分の床面積の	15万6,000					当該部分の床面積の	15万6,000
				合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	円					合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	円
		当該部分の床面積の	20万5,000		当該部分の床面積の	20万5,000					
		合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	円		合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	円					
		当該部分の床面積の	24万7,000		当該部分の床面積の	24万7,000					
		合計が10,000平方メートル以内のもの	円		合計が10,000平方メートル以内のもの	円					

改正前							改正後								
					一トルを超え25,000 平方メートル以内の もの										
					当該部分の床面積の 合計が25,000平方メ ートルを超えるもの	29万円									
			ウ	非 住 宅 の 部 分	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以内のもの	12万3,000 円				ウ	非 住 宅 の 部 分	当該部分の床面積の 合計が300平方メー トル以内のもの	12万3,000 円		
					当該部分の床面積の 合計が300平方メー トルを超え1,000平方メ ートル以内のもの	15万4,000 円						当該部分の床面積の 合計が300平方メー トルを超え1,000平方メ ートル以内のもの	15万4,000 円		
					当該部分の床面積の 合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方 メートル以内のもの	19万8,000 円						当該部分の床面積の 合計が1,000平方メー トルを超え2,000平方 メートル以内のもの	19万8,000 円		
					当該部分の床面積の 合計が2,000平方メー トルを超え5,000平方 メートル以内のもの	29万円						当該部分の床面積の 合計が2,000平方メー トルを超え5,000平方 メートル以内のもの	29万円		
					当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内のも の	36万1,000 円						当該部分の床面積の 合計が5,000平方メー トルを超え10,000平 方メートル以内のも の	36万1,000 円		
					当該部分の床面積の 合計が10,000平方メ	42万7,000 円									

改正前						改正後					
				<u>一トルを超え25,000</u> <u>平方メートル以内の</u> <u>もの</u> <u>当該部分の床面積の</u> <u>合計が25,000平方メ</u> <u>ートルを超えるもの</u>	49万1,000 円						
		(3)	建築物の延べ面積が300平方	12万3,000		(3)	建築物の延べ面積が300平方	12万3,000			
		(1)	メートル以内のもの	円		(1)	メートル以内のもの	円			
		及び	建築物の延べ面積が300平方	15万4,000		及び	建築物の延べ面積が300平方	15万4,000			
		(2)	メートルを超え1,000平方メ	円		(2)	メートルを超え1,000平方メ	円			
		以外	ートル以内のもの			以外	ートル以内のもの				
		の建	建築物の延べ面積が1,000平	19万8,000		の建	建築物の延べ面積が1,000平	19万8,000			
		築物	方メートルを超え2,000平方	円		築物	方メートルを超え2,000平方	円			
			メートル以内のもの				メートル以内のもの				
			建築物の延べ面積が2,000平	29万円			建築物の延べ面積が2,000平	29万円			
			方メートルを超え5,000平方				方メートルを超え5,000平方				
			メートル以内のもの				メートル以内のもの				
			建築物の延べ面積が5,000平	36万1,000			建築物の延べ面積が5,000平	36万1,000			
			方メートルを超え10,000平	円			方メートルを超え10,000平	円			
			方メートル以内のもの				方メートル以内のもの				
			建築物の延べ面積が10,000	42万7,000							
			平方メートルを超え25,000	円							
			平方メートル以内のもの								
			建築物の延べ面積が25,000	49万1,000							
			平方メートルを超えるもの	円							
備考 1から2 (省略)						備考 1から2 (現行のとおり)					

改正前			改正後		
別表第7（第6条関係） 建築・都市整備関係			別表第7（第6条関係） 建築・都市整備関係		
事務	手数料の名称及び額	徴収時期	事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき	1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項又は第13条第	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき
	(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合			(1) 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。）のみの場合	
	(2) (1)以外の非住宅部分の場合			(2) (1)以外の非住宅部分の場合	

改正前				改正後			
2 項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能適 合性 判定				2 項 の規 定に 基づ く建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能適 合性 判定			
2 建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定		変更 計画 提出 又は 変更 計画 通知 のとき		2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定		変更 計画 提出 又は 変更 計画 通知 のとき	
3 建築物 のエネルギー 消費	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別	認定 申請 のとき		3 建築物 のエネルギー 消費	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別	認定 申請 のとき	

改正前			改正後		
性能 の向 上__ に 関 する 法律 第35 条第 1項 の規 定に 基 づく 建 築物 エネ ルギ ー消 費性 能向 上計 画の 認定 の申 請に 対す る審 査	表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		
	(1)	ア 一戸建て住宅	(1)	ア 一戸建て住宅	
	申請 に併 せて 区長 が別 に定 める 建築 物の エネ ルギ ー消 費性 能向 上__ に 関 する 法律 第 35 条	イ ア 以外 の建 築物	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 非住宅部分	イ ア 以外 の建 築物	住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 非住宅部分

改正前				改正後			
	第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合				第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		
	(2) (1)に定める以外の場合				(2) (1)に定める以外の場合		
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに	変更認定申請のとき		4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに	変更認定申請のとき	

改正前			改正後		
する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)		する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額)	
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上_に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合			(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合	
	(2) (1)に定める以外の場合			(2) (1)に定める以外の場合	
5 建築物のエネルギー	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区	認定申請のとき	5 建築物のエネルギー	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区	認定申請のとき

改正前			改正後		
ギー 消費 性能 の向 上__ に 関 する 法 律 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 に 適 合 し て い る 旨 の 認 定 の 申	分に応じて、次に掲げる額			ギー 消費 性能 の向 上等 に 関 する 法 律 第 41 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 に 適 合 し て い る 旨 の 認 定 の 申	分に応じて、次に掲げる額
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合				(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類が提出された場合
	(2) (1)に定める以外の場合				(2) (1)に定める以外の場合

改正前				改正後			
請に 対す る審 査				請に 対す る審 査			
6 建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当していることの証明	交付申請 のとき			6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更 ¹ に該当していることの証明	交付申請 のとき		
備考				備考			
1 から 2（省略）				1 から 2（現行のとおり）			
3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項（1）の規定により算出した額とする。				3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、この表の1の項（1）の規定により算出した額とする。			
4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項（1）の規定により算出した額とする。				4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、この表の2の項（1）の規定により算出した額とする。			
5（省略）				5（現行のとおり）			
6 建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又				6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又			

改正前	改正後
<p>はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p>	<p>はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p>
<p>7 (省略)</p>	<p>7 (現行のとおり)</p>
<p>8 建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。</p>	<p>8 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。</p>
<p>9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</p>	<p>9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。</p>
<p>10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上__に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</p>	<p>10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、この表の3の項の規定により算出した額とする。</p>
<p>11から16 (省略)</p>	<p>11から16 (現行のとおり)</p>